

意見項目	意見募集項	修正提案	修正理由
<p>第2条1項3号</p> <p>審査官の指摘を受けての分割出願の場合は、分割出願料の増額の対象としない。</p>		<p>審査官の指摘を受けて分割出願を行う場合は、分割出願料の増額の対象から除外することを希望する。</p>	<p>分割出願が出願維持の手段又は手続き上の審査期間延長等に悪用される事例が増加したことを考慮した今回の改正の趣旨は理解するが、自発的な分割出願と、審査官等の単一性欠如の指摘による分割出願とは区別すべきであると考えます。具体的には、審査官の指摘を受けて分割出願を行う場合は、分割出願料の増額の対象から除外することが合理的と考えます。</p> <p>パリ条約第4条G(2)では、自発補正に対しては「特許出願人は、また、自己の発意により特許出願を分割することができる。…（中略）…各同盟国は、その分割を認める場合の条件を定めることができる」と、分割を認める場合の条件を定めることができる旨規定しているのに対し、パリ条約第4条G(1)では「審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を2以上の出願に分割することができる。この場合においても、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。」と、分割を認める場合の条件を定めることができる旨規定してません。</p> <p>すなわち、パリ条約は、G(1)とG(2)とを区別して規定することで、審査官等の単一性欠如の指摘に対しては、無条件に分割出願を認めるべきことを意図しており、審査官の指摘を受けて分割出願を行う場合は、分割出願料の増額の対象から除外することは、このパリ条約の意図に合致するものと考えます。</p> <p>実務において、単一性を有すると考えて一群の請求項を特許出願に含めた場合でも、審査段階において事後的に単一性を有していないことが明らかになる場合があります。このような場合に増額された分割出願料を課すと、出願人にとっては意図しない費用が発生することとなり、酷になります。なお、審査段階で単一性を有していないことが明らかになるかどうかは事前予測が難しいため、このような場合を増額対象から除いたとしても、悪用を意図する者への抑止効果は維持できると考えます。</p> <p>パリ条約第4条G(1)は、審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合について、分割出願料を分割回数に応じて高額化することを明示的に禁止してはませんが、上述のとおり、パリ条約では第4条G(1)と同条G(2)を明らかに区別していることを考慮して、「審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合」の分割出願には、今回の分割出願料を算出する元となる分割回数には入れないことを希望する。</p>

<p>「2. 収容内容」の「ハ(1) 指定商品数の調整」</p>	<p>指定商品の数を現行 20 個から 10 個に減らし、10 個を超える場合は加算金を課す（1 個当たり 2 千ウォン）</p>	<p>商標の指定商品数については、現状の 20 個のままにするべきと考える。</p>	<p>・業界によっては様々な商品・サービスを束ねるブランドを使用して事業を行うことが往々にしてある。また、将来的な使用範囲を考慮して出願したり、実際の用途に即して具体的・積極的に商品・役務を指定したりすることがあるため、基本指定商品数を 10 個に縮小すると、加算金なしで十分にビジネスを守れなくなるおそれがある。加算金が増すことで出願人の経済的負担が増大し、利便性が低減するため、現状の 20 個のままにするべきと考える。</p> <p>・基本指定商品数の削減理由である「使用していない商品の指定防止」を図り、商標出願の乱用を防ぐ方法としては、指定商品数を削減する代わりに、使用を目的としない悪意の商標出願に関する審査官の職権調査の強化や、取り締まりの強化を行う方法等もあるため、まずは正規のブランドオーナーの負担が増えない方法を検討いただきたい。</p>
----------------------------------	---	--	---